宛先：　aXis課題担当者

年　　月　　日提出

**aXis渡航計画書**

渡航先：　〇〇〇〇

課題名：　〇〇〇〇〇〇〇〇

1. **渡航関係者情報**

●日本側研究者

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属先 | 携帯電話番号 | たびレジ登録有無 | 安全対策研修Web版受講有無 | 備考 |
| 1 | ○○　○○ | ○○大学○○大学院 |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |

＊ 本計画書は、日本出発の1ヶ月前を目処に提出して下さい（宿泊先等が未定の場合、暫定版を提出し確定次第、確定版を再提出下さい）。

＊ 相手国で受信可能な携帯電話をお持ちの方は「携帯電話番号」欄にご記入ください。現地到着後に携帯電話を入手した場合は、その番号をaXis課題担当者 <sdgs2020@jst.go.jp> までご連絡ください。

＊ グループの代表者（第一連絡先）には、備考欄に○印をご記入ください。渡航中に有時の安否確認が必要となった場合は、代表者または代表者の指名したものが他の同行研究者等の安否を確認し、aXis課題担当者に連絡願います。

＊ 学生（留学生を含む）を渡航させるする際は、「委託研究事務処理説明書　補完版　P20.　「注４．学生（留学生を含む）の相手国への出張について」も事前に確認願います。

＊ 日程等に変更が生じた場合は速やかにaXis課題担当者まで連絡願います。

＊ 安全対策上必要な場合は、本計画書の情報は外務省や現地の日本国大使館等にも共有いたします。

＊ 内容に更新があった場合は直ちにaXis課題担当者に連絡してください。

＊本計画書はaXis課題担当者に事前に提出し、かつ渡航に関連する諸条項「事務処理説明資料　共通版　大学等：P32　企業等：P32の④旅費計上に関する留意事項」および「同説明資料　補完版　P20以降の注３）～注７）」　を満たすことにより、「JSTからの委託研究費」により出張することができます。

**●**相手国側研究者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属先 | 携帯電話番号 | 備考 |
| 1 | ○○　○○ | ○○大学○○大学院 |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |

＊日本側研究者に同行する予定のaXis協力研究機関研究者について、代表者ほか2名程度の情報をご記入ください。先方代表者には、備考欄に○印をご記入ください。

**２．日程表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 訪問先（訪問先名、研究実施場所等） | 移動手段、航空機　　(フライト番号等)鉄道、車　等 | 宿泊先（名称及び電話番号） |
| 例2021/10/5 | ハノイ工科大学　（ハノイ、ベトナム） | NH897 | Hanoi HotelHanoi +84 24 9999 5000 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 旅行代理店連絡先 | 会社名　：部署名　：TEL　　 ：FAX　　 ：緊急連絡先(携帯等) ： |
| 保険加入状況 | 保険会社名　：連絡先番号　：保険証書番号　：緊急緊急移送サービスにかかる保険付保状況とその内容： |

**３．旅行代理店情報および保険加入状況**

**４．遺伝資源の移転について**

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 今回の渡航に際し、相手国から日本へ遺伝資源を持ち込みますか？
 | はい・いいえ |
| 1. 今回の渡航に際し、日本から相手国へ遺伝資源を持ち込みますか？
 | はい・いいえ |
| 1. 上記の問いに「はい」と回答された方へ
 |
| 遺伝資源の持ち出し・持ち込みに際して、国際ルール（生物多様性条約、食料・農業植物遺伝資源条約など）に配慮し、相手国および関係国の法令を遵守するために必要な手続きが完了していますか？ | はい・いいえ |
| 今回の渡航者全員に対し、上記の国際ルールや相手国および関係国の法令を遵守することの必要性が周知されていますか？ | はい・いいえ |
| 持ち出し・持ち込みを予定する遺伝資源（サンプル、データ、資料など）の内容・個数を記載ください。*例）植物や昆虫のサンプル 約○個**野生動物の血液サンプルを約○ml（約○個体分）**現地住民の生活様式にかかるインタビュー調査結果（○件）* |

1. 遺伝資源とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義されます（生物多様性条約）。各種の生物標本はもとより、微生物やウイルスを含む水や土壌などの環境サンプルも対象となります。
2. aXisプロジェクトの渡航中に、他のプロジェクト・研究活動で用いる遺伝資源を持ち出す・持ち込むことを禁止します。
3. また、aXisプロジェクトに携わる際には、遺伝資源に限らず、あらゆる情報・物品の取り扱いについて十分に注意してください。

以上